

市街化調整区域における開発許可に係る審査基準

平成19年11月30日施行

平成22年4月1日一部改正

市街化調整区域において行う開発行為については、都市計画法第34条各号に規定する市街化調整区域における開発許可の立地基準に適合するほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）、農地法（昭和27年法律第229号）、兵庫県福祉のまちづくり条例（平成4年兵庫県条例第37号）その他の法令及び条例等の規定に適合するものでなければならない。

都市計画法第34条各号に規定する立地基準の適合性については、次の審査基準により審査する。

火薬類製造所、火薬庫（法第34条第8号、第9号）

火薬類製造所又は火薬庫に係る開発行為については、申請の内容が次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

1 火薬類製造所

- (1) 申請者は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第3条に基づく経済産業大臣の許可を取得した者又は当該許可を取得する見込みが明らかなものであること。
- (2) 用途は、自己の業務の用に供するものであり、火薬類取締法第9条に規定する火薬類の製造所である建築物であること。
- (3) 予定建築物は、火薬類取締法及び経済産業省令等に定める構造、位置、設備の基準に適合していること。

2 火薬庫

- (1) 申請者は、火薬類の製造又は販売について、経済産業大臣又は知事の許可を受けていること。
- (2) 用途は、自己の業務の用に供するものであり、火薬類取締法第12条に規定する火薬庫であること。
- (3) 予定建築物は、火薬類取締法及び経済産業省令等に定める構造、位置、設備の基準に適合していること。